

令和2年度下水道事業予算のあらまし

下水を処理するための収入と支出 (収益的収支)



下水道施設をつくるための収入と支出 (資本的収支)



繰入
留保資金
資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんしました

流域下水道負担金とは、汚水や雨水を奈良県の流域下水道処理施設へ流しているため、その排水量に応じて奈良県に支払うお金になります。



公共下水道への接続をお願いします。

下水道が使用できるようになりますと、供用開始される区域を告示します。告示された区域では、遅滞なく（汲み取り便所の場合は3年以内）排水設備を設置することが下水道法により義務づけられています。公共下水道への接続は、快適な生活と良好な環境を実現するための重要な要素ですので、皆様のご協力をお願いいたします。

排水設備工事は大和郡山市排水設備等指定工事店で

排水設備工事は、大和郡山市排水設備等指定工事店に依頼して下さい。排水設備工事は、市が指定した排水設備等指定工事店しか施行及び代行申請できません。また、工事等に関する手続きは皆様に代わって排水設備等指定工事店が行います。

●市内の水道（給水装置）指定工事業者一覧表 (令和2年4月現在)

業者名	住所	代表者名	電話番号
岡田商店	横田町	岡田 茂	(56)3237
かじ安商店	小泉町	福井 安重	(52)1751
㈱亀岡土木	南郡山町	亀岡 彦穂	(53)9194
(有)北村住設	柳町	北村 好一	(52)3359
㈱クラハラ	井戸野町	倉原 定	(53)4182
㈱シティ・プランナー	外川町	井村 昌司	(55)0050
(有)シンワ商工	矢田町	竹田 博文	(53)2209
辻本設備	本庄町	辻本 正行	(56)5389
奈良日化サービス(株)	千日町	上田 浩男	(55)0437

※下水道の指定工事店につきましては、市のホームページ、または下水道推進課維持普及係までお問合せください。

水道の新設、増設、改造、修理などの工事の申込は、指定工事店へ依頼してください。水道工事にあたっての届出等の諸手続を代行していただけます。

業者名	住所	代表者名	電話番号
(有)西本設備工業所	新町	西本 守	(52)0731
日本ハウジング設備工業(株)	美濃庄町	森 義治	(53)3330
福井設備(株)	筒井町	福井 文雄	(59)1746
(有)Plumbing Service Morishita	城南町	森下 優二	(55)3931
堀口設備工業	矢田町	堀口 昌吾	(55)2415
(株)マエダ	額田部寺町	前田 憲彦	(56)5106
三浦産業(株)	南郡山町	三浦 伸一	(53)2617
森下住設(株)	城南町	森下 美千代	(53)2277
森信設備工業	藤原町	森下 信哉	(20)6806

上下水道部の組織について

業務課

問い合わせ：53-3661

庶務係

事務経営の企画・人事労務・文書に関することや諸統計及び調査に関するなどをしています。みなさんに配布されている、「ふれっしゅ郡水」の刊行をしています。

水道経理係・下水道経理係

主に財政計画や資金計画に関したことなどを行っています。経費を削減しながら効率の良い事務運営を考えています。

お客さま係 (お客さまセンター)

水道の開・閉栓や名義変更、また水道料金に関する業務を行っています。常に住民の方の意見を参考にしながら、サービスに努めています。

工務課

施設係

施設の拡張、改良事業の整備計画さらには設計や施工に関することなどを行っています。

給水係

給水装置工事の受付、審査、許可、指導や維持管理に関したことなどを行っています。

維持管理係

配管図面の作成や整備、保管に関することや配水管の維持管理などを行っています。施設係とタイアップしながら、断水や濁水、給水制限に関することなどもしています。

浄水場

浄水係

原水、浄水、送水、受水量の制御や主管浄水場に係る施設の操作、維持管理などを行っています。

水質係

泉水、原水、浄水、給水栓水の水質検査や試験に関することなどを行っています。

下水道推進課

問い合わせ：58-5600

庶務係

主に受益者負担金に関する業務を行っています。

維持普及係

下水道使用料や維持管理、改造資金の貸付、指定工事店に関することを行っています。

計画係

主に下水道事業の計画・認可に関することを行っています。

事業係

下水道事業の工事施工に関することを行っています。

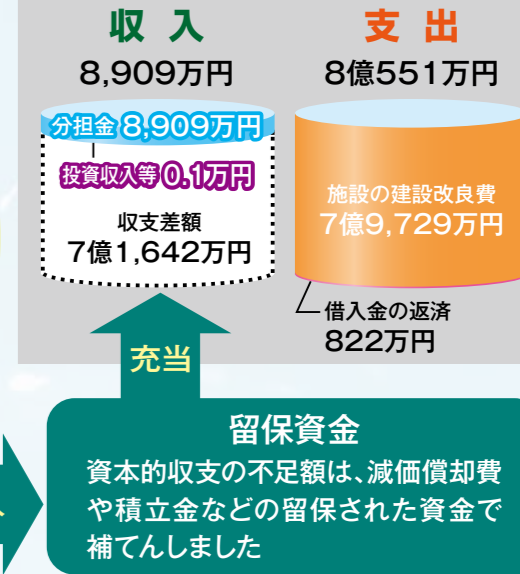


令和2年度水道事業予算のあらまし

水道水をつくるための収入と支出 (収益的収支)



水道施設をつくるための収入と支出 (資本的収支)



繰入
留保資金
資本的収支の不足額は、減価償却費や積立金などの留保された資金で補てんしました

お知らせ

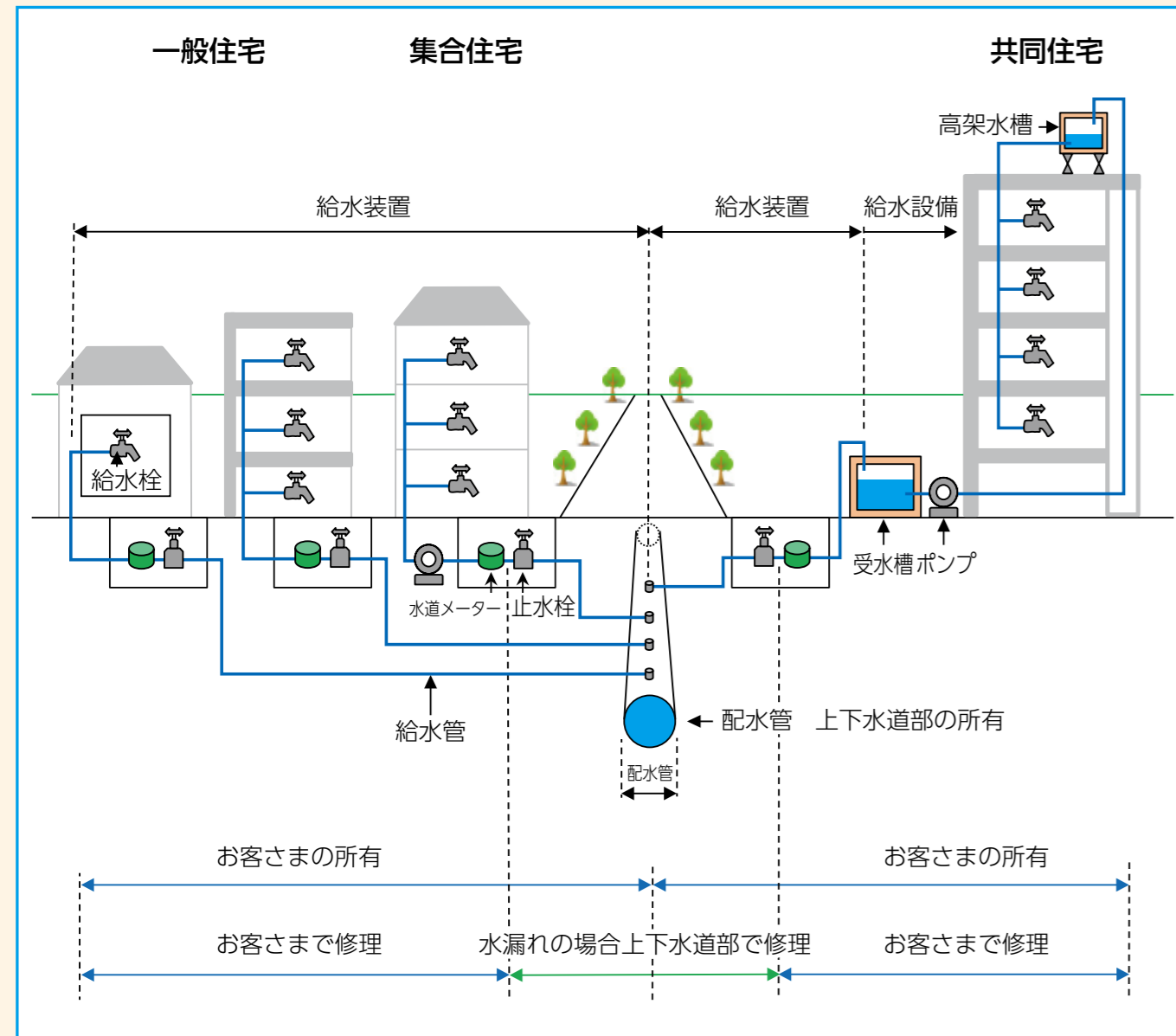
新型コロナウイルス感染症対策に伴う生活支援として、水道料金を減免します。

減免料金	水道基本料金	対象月分
水道基本料金	2か月分	
偶数月検針の方	5-6月分	
奇数月検針の方	6-7月分	
毎月検針の方	6月分、7月分	

口径 (mm)		使用水量 (m ³)	基本料金 (円)	口径 (mm)		使用水量 (m ³)	基本料金 (円)	
13	0~16	2,266	20	0~16	3,674	25	0~16	5,280
	17	2,420		17	3,795		17	5,379
	18~	2,574		18~	3,916		18~	5,478
口径 (mm)		基本料金 (円)	口径 (mm)		基本料金 (円)			
40	22,440	50	33,440	75	83,600			
100	140,800	150	308,000					

給水装置の管理について

●ご存じですか？給水装置の管理区分について



道路などに埋設してある配水管から分岐して各家庭まで引き込まれた給水管、止水栓、水道メーター、給水栓などの器具を総称して給水装置と呼びます。水道メーター以外の給水装置、給水設備（受水槽より建物側の水道）は、すべてお客さまの財産です。

したがって、給水装置、給水設備の修理や取り替えなどに要する費用は、お客さまの負担になり、工事は指定給水装置工事業者に依頼してください。また、お客さまからの修理のお問い合わせにより上下水道部お客様センターより紹介させていただく工事業者は、出張費等がかかる場合がありますので工事業者に直接お問い合わせください。

なお、道路部分（公道）や道路部分から水道メーターまでの水漏れについては現在、上下水道部で修理をしています。（水道メーターボックス破損による取り替えはお客さまの負担となります。）

お問い合わせは、**上下水道部お客様センター（☎53-3661）**までご連絡をお願いします。

受水槽の管理について

●受水槽とは？

共同住宅や中高層ビルなどで、水道管から送られてきた水をいったん貯めておくところです。大切な飲み水を貯めておくところですので適切な管理をおこなってください。

●受水槽の管理について

日常つぎのことに気をつけて、管理をおこなってください。

- ①毎日、無色透明なガラス製のコップに水を取り、水の色、濁り、味、臭いなど確認をしてください。
- ②週に1回、専用の測定器により残留塩素の測定をおこなってください。
- ③月に1回、水槽の周辺は清潔か、水槽にヒビ割れ水漏れがないか、水槽の中に浮遊物がないか、通気管の防虫網はついているか、マンホールの蓋は鍵がかかっているか等、点検をおこなってください。

点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備をしてください。

お問い合わせは、**上下水道部工務課給水係（☎53-3664）**までご連絡をお願いします。

災害に強い水道づくり

水道施設の耐震化への取り組み

大和郡山市上下水道部では、地震・台風等の災害時にもいつでも安心・安全な給水を行うために、水道施設の耐震化に取り組んでいます。

老朽化した水道管は耐震管であり寿命が長いGX形ダクタイル鋳鉄管や高密度ポリエチレン管へ入れ替えを行っています。

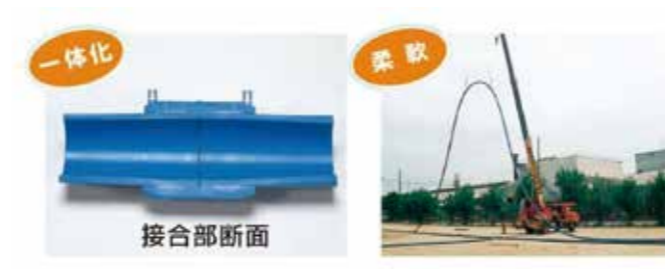
令和元年度は約8kmを更新及び耐震化を行いました。

現在、大和郡山市の地中に埋まっている水道管は令和元年度末で約529kmあり、そのうち約63km（全体の12.0%）が耐震化されています。

GX形ダクタイル鋳鉄管



高密度ポリエチレン管



令和2年度水質検査計画の概要

水道事業者は毎事業年度開始前に、水質検査計画を策定しなければなりません。大和郡山市では、より安全性を保障する観点から法令に定められた回数かそれ以上の回数で検査を実施しています。

No.	試験項目	水質基準値	※水道法による大和郡山市の必要水質検査回数	大和郡山市の検査回数
1	一般細菌	100個/ml	年12回	年12回
2	大腸菌	検出しない	年12回	年12回
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	3年に1回	年1回
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	3年に1回	年1回
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	3年に1回	年1回
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l	3年に1回	年1回
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l	年4回	年4回
8	6価クロム及びその化合物	0.02mg/l	3年に1回	年1回
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	3年に1回	年1回
10	アミン化合物イオン及び塩化アミン	0.01mg/l	年4回	年4回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l	3年に1回	年12回
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	年4回	年12回
13	砒素及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
14	四塩化炭素	0.002mg/l	3年に1回	年1回
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	3年に1回	年1回
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	3年に1回	年1回
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	3年に1回	年1回
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
20	ベンゼン	0.01mg/l	3年に1回	年1回
21	塩素酸	0.6mg/l	年4回	年12回
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	年4回	年4回
23	クロロホルム	0.06mg/l	年4回	年4回
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	年4回	年4回
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l	年4回	年4回
26	臭素酸	0.01mg/l	年4回	年4回
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	年4回	年4回
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	年4回	年4回
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l	年4回	年4回
30	ブromホルム	0.09mg/l	年4回	年4回
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	年4回	年4回
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	年1回	年1回
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l	3年に1回	年4回
35	銅及びその化合物	1mg/l	3年に1回	年1回
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l	年4回	年12回
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l	3年に1回	年1回
38	塩化物イオン	200mg/l	年12回	年12回
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l	年4回	年12回
40	蒸発残留物	500mg/l	年4回	年12回
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	3年に1回	年1回
42	ジェオスミン	0.0001mg/l	年4回	年4回
43	2-メチルホルムアルデヒド	0.0001mg/l	年4回	年4回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	3年に1回	年1回
45	フェノール類	0.005mg/l	3年に1回	年1回
46	有機物（TOCの量）	3mg/l	年12回	年12回
47	pH値	5.8～8.6mg/l	年12回	年12回
48	味	異常なし	年12回	年12回
49	臭気	異常なし	年12回	年12回
50	色度	5度	年12回	年12回
51	濁度	2度	年12回	年12回

※水道法による大和郡山市の必要水質検査回数は、水源毎の過去における水質検査結果により多少異なります。
※No.8 6価クロム及びその化合物は、令和2年4月1日に0.05mg/lから水質基準値が強化されました。